

第 2 稿

令和 4 年度 岐阜県観光連盟

高山本線利用促進に係る旅行商品等助成金の Q&A

Q 1	要綱第 3 条（助成要件）3 号では、催行期間を令和 4 年 7 月 30 日 7 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までと定めていますが、9 月 30 日とは帰着日ですか？
A 1	いいえ、違います。令和 4 年 9 月 30 日出発した旅行商品でも可です。
Q 2	要綱第 3（条助成要件）4 号では、広告媒体等に当該助成金が適用となっている旨（以下、連盟協力表示という。）を掲載することとなっていますが、広告媒体には何を想定されていますか？
A 2	広告媒体は、パンフレット、チラシ、Web ページ、店頭ポスター、店頭ポップ等を想定しています。
Q 3	広告媒体へはどのように記載すべきですか？
A 3	連盟協力表示については、統一ロゴ等は特に設けておりません。 記載例として 例 1 「この旅行商品には、岐阜県観光連盟の助成金を活用しています。」 例 2 「協力：岐阜県観光連盟」
Q 4	チラシ等は、既に作成しており、連盟協力表示を掲載することができません。
A 4	新規に作成する広告媒体等には、連盟協力表示を掲載してください。 既にパンフレット等を作成された商品については、店頭ポスター、店頭ポップ等に連盟協力表示を掲載することで、助成対象と考えています。 当該助成金は、販売促進を目的に実施しています。よって、助成金を積極的にご活用いただき、販売促進につなげて頂きたいと考えております。
Q 5	旅行実施期間中に岐阜県もしくは発地の都道府県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合、旅行商品の販売は継続しても良いか？
A 5	コロナ感染状況から、助成金の交付はしないこととしているが、商品の販売及びツアー催行の是非については、JR 東海及び各取扱い事業者の判断に委ねます。
Q 6	当該旅行商品は県民割との併給は可能か？
A 6	旅行者への同一目的である助成金等の併給は不可とするが、旅行商品での県民割（ブロック割、GoTo トラベル事業）の併給は可能です。県民割は旅行商品購入者への間接的交付であるが、当該助成金は、旅行者への交付であり、旅行商品の造成及び販売の経費に対する支援です。

Q 7	送客実績の人員とは、連泊された方はどのようにカウントすれば良いか？
A 7	連泊されても、送客実績は1人(泊)とします。
Q 8	交付申請書の提出はE-mailでの提出は可能か？
A 8	E-mailでの提出は受け付けておりません。必ず、ご郵送ください。
Q 9	申請書には添付書類は必要ですか？
A 9	はい、旅行商品販売企画書を添えて提出ください。企画書の様式は問いませんが、①旅行行程、②販売価格、③販売エリア、④商品の特徴 等を記載してください。
Q 10	助成金の入金はいつ頃になりますか？
A 10	助成金は、送客実績報告書の検査後、適正であると認めるとき、申請者は当連盟の確定通知（様式第7号）の額を当連盟に請求します。当連盟は請求書を受理してから、30日以内に支払うこととしています。
Q 11	既に販売されている商品も助成金は対象となりますか？
A 11	はい、令和4年7月1日から令和4年9月30日までの催行期間であれば、販売時期の制限は設けていません。
Q 12	Web ページにおける連盟協力表示は、ツアー商品毎に掲載する必要はありますか？
A 12	Web ページはランディングページのようなまとめページへの一括掲載でも、ツアーコース毎への掲載でも、どちらでも構いません。